**最新・中国法ニューズレター**

――――第5号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 法律視点
 | ： | 「無期限労働契約」への対策があるのか・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説
 | ： | 「民商事案件の審理期限延長及び開廷延期問題の厳格規範に関する最高裁の規定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令
 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P4  |

***法律視点***

**「無期限労働契約」への対策があるのか**

2008年1月1日より施行された「労働契約法」は今年10年目を迎えた。「無期限労働契約」は「労働契約法」の立法際、関係者の間で多く議論された焦点中の焦点である。今日までに至って、企業側には、無期限労働契約の締結は企業の雇用自主権を侵害し、人材の流動を停滞させ、新たな「鉄飯碗」（「鉄の飯茶碗」。かつて国営企業等に見られた、解雇され食いはぐれる心配のない雇用待遇）の形成につながるとの声も聞かれる。

実際に、無期限労働契約の締結後、「労働契約法」に決めた会社による一方的な契約解除の情況がない限り、会社は、賠償金の支払いを除き一方的に契約を解除できず、その契約を維持しなくてはならない。従業員は、法の保護を悪用し、厳重な紀律に当たらないようぎりぎりと仕事を怠けたりして、会社から給与の「泥棒」をする。会社は法定の理由がなく、怠業の従業員を解雇したら、逆に従業員に労働仲裁に訴えられ、違法解約と認定され、気に食わない従業員を雇い続けるか、賠償金を支払うかの羽目になってしまう。

会社にそのような状況を避けるために対策があるか。

1. 勤務能力の評価

会社は、入社10年に近づいた従業員を出来るだけ早く引っ張り出して、業務能力及び業績を評価し、業務能力、業績の良い従業員を引き留めるが、能力一般、貢献度の少ない従業員に10年の満了前に適当な方式で辞退し、無期限契約を回避する。

1. 契約期限の選定

会社は、職種、職場によって労働契約の期限を設定し、初回の労働契約を締結する際、契約期間を２-４年長くする。初回目の期限満了前に、従業員の業務能力、業績を評価し、契約を更新するかどうかを慎重に決める。もって、二回目更新期限満了後、無期限契約を締結せざるを得ない状況を避ける。もし、更新するなら、二回目の契約期限を長く設定したほうがよいかもしれない。

1. 更新証拠の保管

無期限契約できる情況を有する従業員に対してできるだけ書面で期限付きまたは無期契約を結ぶか質し、もし従業員が期限付き契約に同意した場合、その同意した書面を証拠として保管し、従業員の後悔を防止する。

1. 契約条件の変更

無期限契約は変更できない「死契約」ではなく、労働契約の協議変更原則に適用される。労使双方は協議、合意した場合、契約期限だけでなく、業務内容、報酬、勤務条件及び違約責任などを含め、変更できる。

1. 管理体制の構築

無期限契約にならないよう、会社は契約管理を完備しなくてはならない。

1. 労働契約期限と職場の期限とを分けて確定し、職場の期限到来を理由に、職場の合法的な調整を確保する。
2. 給与制度を合理に設計し、従業員の給与を基本給と業績給に振り分け、基本給を引下げ、業績給を引き上げ、社員の勤務意欲を促し、怠業を防ぐ。
3. 会社は、人事査定制度を完備し、従業員の業績査定を強化し、業務に適えない従業員を合法的に辞退できるような環境を作っておく必要である。

***重要法規解説***

**「民商事案件の審理期限延長及び開廷延期問題の厳格規範に**

**関する最高裁の規定」について**

最高裁は、2018年4月23日付「民商事案件の審理期限延長及び開廷延期問題の厳格規範に関する規定」（以下、「規定」という）を公布し、2018年4月26日に実施することを決めた。その概要を以下の通り取り纏めてみます。

1. 背景

ここ数年来、裁判官制度の改革に伴い、裁判官の枠数と案件増との矛盾が顕著になり、案件審理期限、開廷延期に関する規定があっても、案件処理に公平、透明な予期可能な司法保障を与えられると当事者の期待に応える状況になっていない。最高裁が「規定」を実施する狙いは、当事者の裁判に関する情報を知る権利、参与権、監督権を保証し、司法の権威性と公信力を守り、民商事案件の迅速処理、公開、透明、効率の高い民商事審判制度を構築するためである。

1. 審理期限の制限

普通順序、または簡易順序を適用する第1審案件審理の期限はそれぞれ6ヶ月と、3ヶ月とする。上訴審案件の審理期限は3カ月とし、裁定に対する上訴案件の審理期限は30日とする。

法律に決めた特殊な情況及び理由で審理期限を延長する必要がある場合には、独任判事または合議廷は、期限満了15日までに当該人民法院の院長に申し入れ、詳細情況及び理由を説明しなければならない。院長は期限満了5日までに決定しなければならない。

院長の審査延長を許可した後、なお結審できず、再度延長を必要する場合には、期限満了15日までに上級人民法院に報告、承認を得なければならない。上級人民法院は審理期限切れの5日前に決定しなければならない。

1. 開廷間隔の制限

人民法院は民商事案件の開廷、審理後、再度開廷を必要とすると認めた場合には、法によって当事者に次回の開廷時間を通知しなければならない。2回の開廷間隔は1ヶ月を超えてはならない。但し、不可抗力や当事者の同意による場合は除く。

独任判事又は合議廷は、民事訴訟法第百四十六条第4項の規定を適用して開廷の延期を決定した場合、当該院長に報告、承認を得なければならない。

1. 審理情報の公開

人民法院は、案件の立案時間、審理期限、控除、延長、審理期限の見直し、開廷審理の状況及び事情について速やかに当事者及びその法定代理人、訴訟代理人に公開しなくてはならない。当事者及びその法定代理人、訴訟代理人は異議があれば、法に依って案件受理の法院に監督を申請することができる。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 「民商事案件の審理期限延長及び開廷延期問題の厳格規範に関する最高裁の規定」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/04/26 |
| 2 | 財政部、国家税務総局の「営業帳簿の印紙税の徴収減免に関する通知」 | 2018/05/01 |
| 3 | 最高裁の「人民法院の立案、審判及び執行工作協調運営に関する意見」 | 2018/05/28 |
| 4 | 国務院関税税則委員会の「日用消費品輸入関税の引下げに関する公告」 | 2018/05/31 |
| 5 | 税関総署の「「出入国貨物通関単」の全面取消関連事項に関する公告」 | 2018/06/01 |
| 6 | 税関総署の「原料用として輸入できる固体廃棄物輸送前検査監督管理実施細則」 | 2018/06/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）